参議院・比例区 自治労組織内 えさきたかし

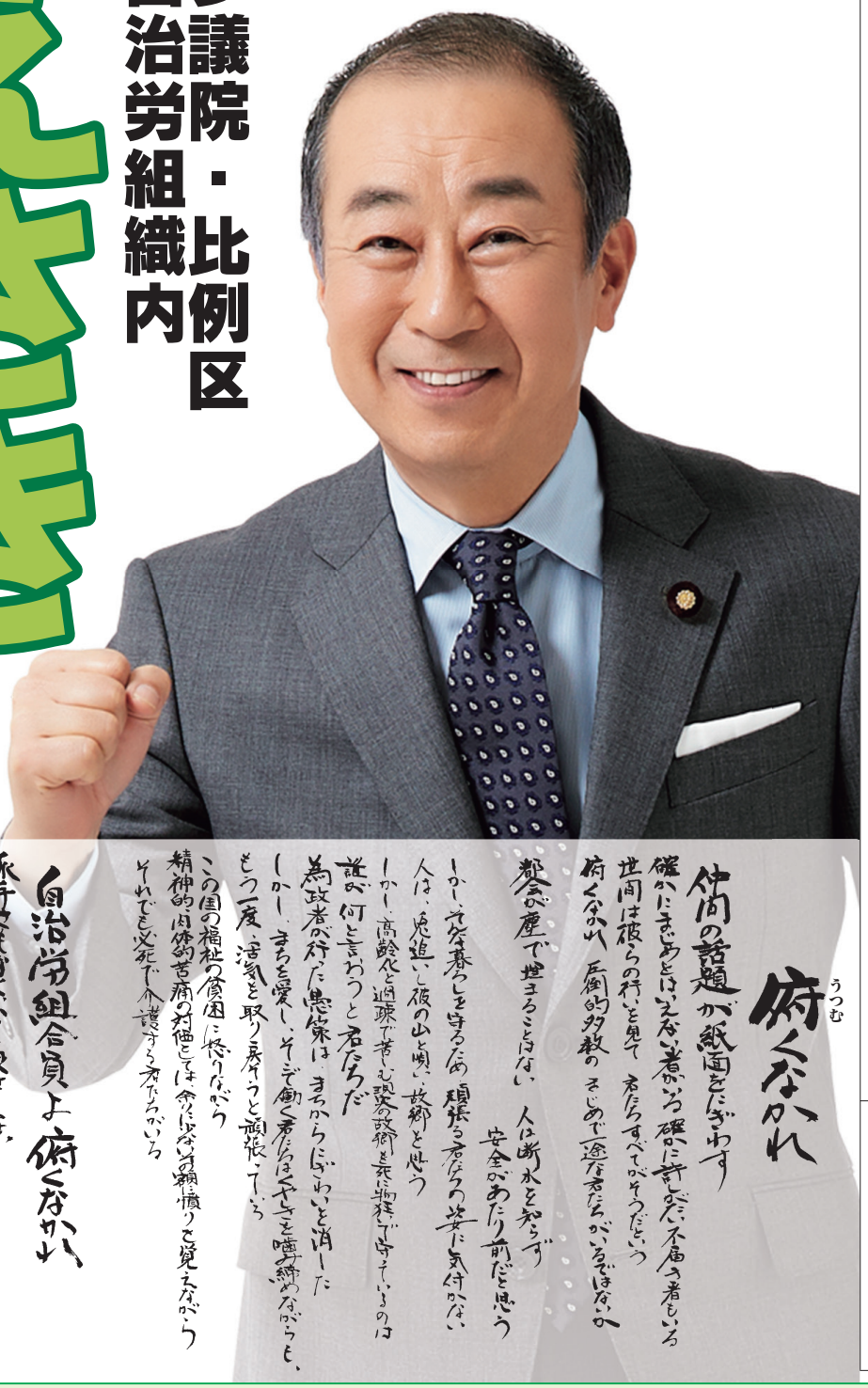

自治労北海道

全日本自治団体
労働組合北海道本部
〒060-0806　札幌市北区
北6西7北海道自治労会館
電　話　011-747-3211
ＦＡＸ　011-700-2053
編集・発行　佐々木直人

家庭版
機関紙は家族と読みましょう！

参議院選挙 特集号紙面

2 3面・特集
私たちの暮らしを支える憲法
室蘭工業大学大学院准教授　清末愛砂
4面
参議院選挙・候補者名が有効

「えさきたかし」メールマガジンの登録はこちら

政治と無関係ではいられない

参議院北海道選挙区「徳永エリ」さんとともにたたかいます。

公共サービスを担う私たちの業務や賃金・労働条件の改善には、法律や条令の改正は欠かすことはできず、政治と無関係ではいられません。そのため、私たちの代表を国会に送り込み意見反映をしていく必要があります。

安倍政権は、地方自治体における窓口部門などの合理化を進め、「合理化を進めなければ地方交付税は減らす」などと、人員・賃金の削減、地域公共サービスの切り捨てを狙っています。また、７月の参議院選挙で改憲勢力に必要な３分の２の議席を確保し、憲法「改悪」を行い戦争ができる国づくりを進めようとしています。私たちは、組合員・家族の生活を守り、地域公共サービス、平和憲法を守るため、自治労組織内比例区『えさきたかし』、北海道選挙区『徳永エリ』の勝利にむけ取り組みを進めています。

自治労北海道本部は第121回中央委員会で「えさきたかし」さんを推せん決定しています。

私たちの暮らしを支える憲法

安倍政権で 格差・分断社会が進行

安倍政権により日本は、一部の人に富が集中し、6人に1人のこどもが貧困となっている。働くものの4割が非正規の労働者であり、正規を希望しても実現できない人が600万人を超え、若い人が将来に希望が持てなくなっている現状にある。格差社会が進行し、社会が分断されている。

●中間層の所得が低下

厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、平均所得以下の国民は2013年段階で全体の61.2%を占める。所得が大幅に低下し、日本人の生活全体が地盤沈下をはじめている。所得の低下と並行して進むのが、低所得層の増加による貧困化である。所得の分布の推移は、明らかに年収400万円未満の層が増加し、所得格差が広がっている。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

●働くものの4割が非正規の労働者

正規雇用者数は、1990年代後半から減少傾向、非正規雇用者数は一貫して増加傾向を続けている。2011年の正規雇用者数は前年差28万人減。非正規雇用者数は同46万人増。非正規雇用者比率は前年差0.7ポイント上昇し35.1%となっている。

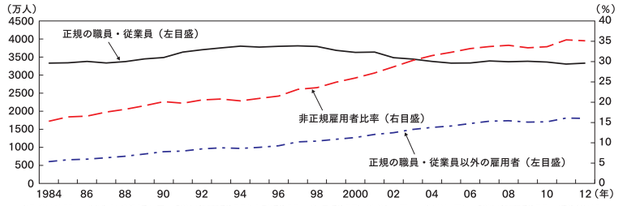

資料出所　総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月調査)(1985年～2001年)、「労働力調査（詳細集計）」(1～3月期平均)(2002～2012年)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

●6人に1人の子どもが貧困

厚生労働省が2014年にまとめた報告書によると、日本の子どもの相対的貧困率は、16.3%（2012年）となっている。これは、日本のこどもの6人に1人が貧困状態にあることをしめしている。2014年のOECDのまとめでも、日本の子どもの貧困率は、先進国34ヵ国中10番目に高い数字。「子どもの貧困」の問題は、もはや海外だけの問題ではなくなっている。

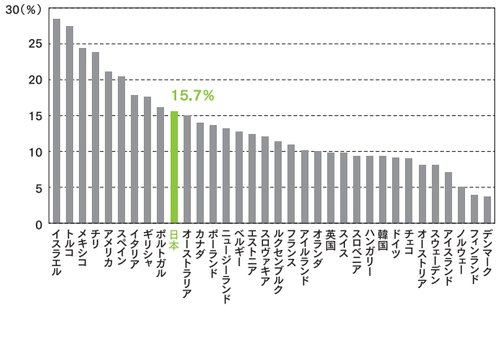

人権侵す『改憲』認められない

安倍首相は「憲法改正を在任中に成し遂げたい」と表明し、7月に予定される第24回参議院議員選挙で、改憲の発議に必要な3分の2の議席をめざすとしている。憲法は、国民の基本的人権（生命・自由・財産）を守るため、国家権力を制限規制する規範である。権力の暴走を防ぐために三権分立があり、それが立憲主義の根本であるが、その立憲主義を壊し、戦争する国へと進んでいる。戦後70年、日本は戦争を放棄し、自衛隊を戦地に出すことはなかった。それ故に、人を殺すことも殺されることもなかったのである。その歴史が覆されようとしている。参議院選挙が日本の未来を大きく左右させることになる。本号では憲法改正の問題点と課題について室蘭工業大学の清末愛砂准教授に解説してもらった。

清末 愛砂（きよすえ あいさ）さん
（室蘭工業大学大学院工学研究科准教授）

【プロフィール】

1972年生まれ。山口県出身。大阪大学大学院博士後期課程単位修得退学。大阪大学大学院助手・同助教、島根大学講師を経て2011年10月より現職。専門は家族法、憲法学。主な著作に、『すぐにわかる 戦争法=安保法制ってなに？』(共著、七つ森書館、2015年)、『これでいいのか！日本の民主主義－失言・名言から読み解く憲法』(共著、現代人文社、2016年)、『安保法制を語る！自衛隊員・NGOからの発言』(編著、現代人文社、2016年）などがある。

憲法は遠い世界の話？

日本では憲法を身近に感じながら生活をしている人々は、はたしてどれだけいるだろうか。私の授業（「日本の憲法」やその他憲法関連科目）を受講し始めたばかりの学生に憲法のイメージをたずねると、大概は「なんだかとても難しそう」「生活に関係しているのかわからない」「遠い世界の話」といった反応が返ってくる。

日本国憲法は、私たちが安心して暮らすことができるようにするためのさまざまな自由や権利を保障している。しかし、そのことを実感することができない状況がこの社会にあるのは、この憲法が持つ価値が社会全体で共有されていないことの表れといえるだろう。日本国憲法施行以降に生まれた国民にとってみれば、憲法が保障しているからこそ享受できているさまざまな自由や権利が、生まれたときから当然のごとく存在しているため、憲法上の人権保障の結果であることを実感できないのかもしれない。しかし、その存在は実のところ、憲法改悪を通していとも簡単に奪われてしまうものでもある。

憲法の役割は？

数年前から国会審議やメディアの報道等を通じて、『立憲主義』という言葉を頻繁に耳にするようになったものの、その意味や重要性はよくわからないという人々が多いのではないだろうか。立憲主義とは、憲法の存在を理解する上で最も重要な言葉のひとつである。通常、「法律」と聞くと、多くの人々はそれを守って生活しなければならないと考えるだろう。また、その理解に沿って、憲法も国民が守らなければならない法であると考える人も多いだろう。しかし、憲法とはそのようなものではない。

1947年5月3日に施行された現行の日本国憲法は、99条で「憲法を尊重し擁護する義務」を負っているのは「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」であると規定している。なぜそのような規定が置かれているのだろうか。

権力という甘い蜜の味を知ると、どんな人でも自己の利益のためにそれをもっと利用したいと考えるようになる可能性がある。国民により国家権力の行使を信託された者たちができるだけ多くの利益を得るために、その権力を濫用するようになると、とんでもない独裁国家が生まれる。憲法はこのような事態を防ぐために存在している。すなわち、憲法を用いて国家権力の動きを縛ることで、好き勝手なことをさせないようにするのである。このような考え方を『立憲主義』という。さらに踏み込んだ表現をするならば、国家権力を行使する立場にいる者たちが憲法を遵守しない場合、もはやこれらの者たちはその地位にいる資格はないということになる。あわせて国民には憲法を用いて国家の動きを監視することが求められる。なぜなら権力者が憲法を無視し、自己の利益のために思うままに動くようになると、人々の人権が著しく侵害されるようになるからである。

憲法改悪と私たちの暮らし

憲法改正は憲法96条の手続（各議院の総議員の三分の二以上の賛成に基づいて国会が発議し、国民投票で過半数の賛成を得ることが必要）を経てなされることになっている。では、その手続にさえ沿っていれば、どんな内容のものであっても、改憲が認められるのであろうか。憲法11条と97条は、憲法が保障する基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」であり、現在の国民のみならず、将来の国民にも与えられると規定している。したがって、これらの条文がある以上、現行の憲法が保障する基本的人権を後退させるような改定、すなわち『改悪』は認められないと考えるべきであろう。

改憲という場合、実際には①条文そのものを変更・修正する形の「明文改憲」（＝96条に基づくもの）と、②各条文の目的や背景、およびそれまでの条文の解釈を完全に無視し、無理やり新たな解釈を持ち出す「解釈改憲」の二種類がある。日本国憲法制定以来、一度も明文改憲はなされていないが、解釈改憲はなされている。その最たるものが、歴代政権が憲法上、認められないとしてきた集団的自衛権の行使を容認する2014年7月1日の閣議決定であり、またその内容を法律のなかに反映させるためになされた、2015年9月19日の一連の安全保障関連法の可決であった。安全保障関連法は、憲法9条で戦争や武力行使を放棄しているにもかかわらず、海外での武力行使を可能とするものであるため、憲法学者の多くが違憲であると指摘したが、国会では多数の議席を有する政権与党等が数の論理で可決にこぎつけた。まさに、『立憲主義』から大きく逸脱する行為であった。

2015年8月30日に実施された「総がかり行動」のようす。国会前には約12万人が集まった。写真・撮影禁止せない！100人委員会ホームページから引用

緊急事態条項の動きを注視

このように憲法を無視する立法行為や私たちの人権を否定する解釈改憲または明文改憲が次々となされると、大きな恐怖が私たちの日々の暮らしを取り巻くことになる。そうなってから元の状態に戻そうとすると、大変な時間や労力がかかる。したがって、日頃から憲法が私たちの人権を保障しているという意識を持ち、憲法改悪の動きに敏感になっておくことが重要である。

安倍政権は現在、「災害」や「テロ」などの重大事態が発生した際に憲法を一時的に停止し、非常措置をとることができる権限を国家権力の一部に与える条文（緊急事態条項）を憲法に導入しようとしている。本来、災害被害などへの対策は個別の法律で行うべきであり、憲法に非常措置を認める条文を導入する必要はまったくない。むしろ、このような条文の導入は私たちの人権を大幅に制限することにつながり、大変危険である。憲法改悪問題を考える上では、「緊急事態条項導入」の動きを注視していくことが今、強く求められている。

参議院比例区 候補者名が“有効”

参院選　非拘束名簿式の仕組み

1 公示日

政党は順位をつけずに名簿を提出

2 投票

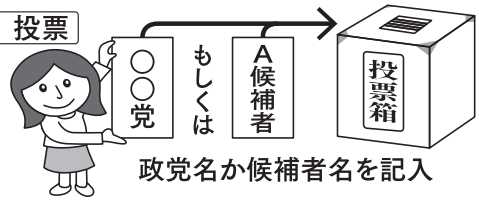

政党名か候補者名を記入

3 開票、当選

候補者名票と政党名票を合算した
総得票数に応じて議席数を配分

	○○党	△△党	□□党
総得票数	2300万票	1600万票	700万票
獲得議席	20議席	14議席	7議席

候補者個人の得票数の多い順に当選

	○○党	△△党	□□党
①	50万票	50万票	40万票
②	40万票	30万票	30万票
⑧			10万票 ✕
⑮		17万票 ✕	
㉑	6万票 ✕		

※丸数字は得票数の順位

候補者名の投票は政党名の投票の2倍の効果

●比例代表選挙の投票

選挙区選挙は『候補者名』を記載しますが、比例代表選挙は『政党名』または『候補者名』を記載して投票することができます。

●比例代表選挙の開票

『候補者名の得票』と『政党名の得票』の合計で各政党の獲得議席の数が決まります。

●当選の決定

各政党に配分された獲得議席の数に応じて、『候補者名』の得票数の最も多い候補者から、順次当選人が決まります。

●つまり…

『候補者名の得票』は、

①『政党の総得票数を増やし、政党の獲得議席数増』につながる

②『政党内の候補者の順位を押し上げ、当選に近づく』ということになります。

18歳になる。まず一票

選挙に行こう

2016年の夏に行われる参議院議員選挙から、これまで20歳以上だった選挙権が18歳以上に引き下げられる。わたしたちの社会、暮らし、将来をどうするか。それを決めるのは、わたしたち一人ひとりの「一票」にかかっている。人まかせにせず、まず「投票」。政治に参加し、世の中を変えていこう。

あなたの一票ムダにしないで！

選挙に行かなかった人に理由を聞いてみると、
用があったから、適当な候補者や政党がいなかったから…など
でも知らない間に大事なことが勝手に決められている…

なんてことになってからでは遅いのだ。
投票で、自分の意思を政治に反映させよう！

もし、選挙当日に予定があるあなたは「期日前投票」で事前に投票を済ませておこう。

対象となるのは…

①仕事や冠婚葬祭などで予定のある人
②レジャーや旅行などの用事がある人
③病気やけがなどの理由で歩行が困難な人

投票期間…

選挙期日の公示日又は告示日の翌日から
選挙期日の前日までの間

VOTING

＊期日前投票の投票所は各市町村の選挙管理委員会に確認してください。